# 第2回開発協力適正会議 委員からのコメント要旨と対応ぶり

## ■議題「2 対象案件」の横断的事項について

事項	委員からのコメント要旨	対応
随時計画案件の扱い	《2-1》随時計画案件は「報告案件」とされているが、資料に当該案件をなぜファストトラックで進めなければならないのか理由を付記できないか。また、本適正会議を年4回開催するだけで取り上げられない案件が出てくるのであれば、会議の頻度を増やすかメールベースで開催する等の措置はとれないのか。	随時計画案件は、現地情勢、相手国の意向、外交日程、ODA事業全体の執行管理等を個別に勘案して、随時に調査開始の手続きがとられるものであるが、調査開始後のプロセスで本来踏まえるべき事項を「ファストトラック」で省略するといったものではない。各案件の背景・ニーズ等、開発事業としての適正性の検討に必要な情報は、今後も「対象案件」と同様に提供させていただく。会議の頻度を増やすべきとのご意見については、関係者の日程調整や事務方の準備作業等を勘案すると調査が開始される度に臨時会合を開催するといったことは現実的に困難であるが、案件概要書は今後も本適正会議にて配布させていただき、要望があれば適正会議で取り上げることとしたい。なお、多数の案件(合計6件程度を越えた場合)もしくは外交的にも重要な案件が随時で計画される場合には、臨時会合の開催も検討したい。以上を整理した業務フローは、別添のとおり。
協力事業に介在する ヒトへの支援の重要性	《2-2》機材や施設の整備自体が目的ではなく、その設備を用いて我が国が何をどう支援するかが重要であり、その有効性を日本国民に訴えていく必要がある。案件説明に際しては、機材の説明に終始するのではなく、技術協力との連携を含めて、事業に介在するヒトをどう支援していくのかを端的に説明して欲しい。	事業形成と説明責任のあり方一般にかかる本コメントは、重く受け止めた上で、説明ぶりを改善したい。これまでも、資金協力事業の実施に際しては、先方の維持管理体制の確認、持続性を担保するソフトコンポーネントの付加、技術協力との相乗効果の確保、我が方の既往協力事業や他ドナーの支援の連携、フォローアップ等を拡充してきているが、今後は、かかる視点も踏まえて効率的な案件形成と説明を心がけたい。

#### ■議題「2 対象案件」の個別案件について

件名	委員からのコメント要旨	対応
	《2-3》協力対象機関を保健省に限定せず,他	ご指摘のとおり、他関連・類似機関の状況の確認を含め、協力準備
インドネシア「高病原性	ドナーの経験活用や他の研究機関との連携も丁	調査の中で検討予定。
インフルエンザ及び新	寧に考えて欲しい。	
興・再興感染症対策のた	《2-4》医療廃棄物の扱いを勘案して、環境社	環境社会配慮ガイドライン上は、カテゴリーCに該当すると考えて
めの国立及び州検査室強	会配慮はカテゴリCでよいのか改めて検討すべ	いるが、医療廃棄物等の扱いや安全性確保等が適切に行われるよ
化計画」準備調査(無	き。また、バイオテロ等を念頭に置いた安全性	う、協力準備調査で適切な方策・体制を検討予定。
(賞)	を確保する観点から、協力準備調査で先方の運	
	営管理体制を精査していただきたい。	
	《2-5》ADBの支援事業と我が方支援事業が同	ADB Ø 「Secondary Towns and Rural Community-Based Water
	じ地域で実施されることで、異なるシステムが	Supply and Sanitation」におけるアヌラダプラのコンポーネントは
	併存し複雑化しないようドナー間でよく調整し	地下水乃至雨水を取水源とした地方部のコミュニティに対する小規
	ていただきたい。	模給水設備整備となっている。一方、本円借款事業は、地下水から
		表流水に水源を転換するための戸別給水を目的とした上水道施設等
		を整備するもの。ご指摘の点を踏まえADBとも引き続き連絡等取り
スリランカ「アヌラダプ		つつ、留意して実施致したい。
ラ県北部上水道整備事	《2-6》地域住民に対しどのような水道料金体	水道料金についてはスリランカの法律で定められており、利用者
業」準備調査(円借款)	系を設定するかは、先方政府の政策判断にかか	別、使用料別(基本料金+従量制)で水道料金が定められている
	わる事項であり、かつ事業の持続性や収益性を	が、ご指摘の点を踏まえ、地域住民とは右法律や過去の類似案件の
	左右する重要事項でもある。過去の類似案件の	教訓を踏まえて調査の早い段階から協議を行うことと致したい。
	教訓を踏まえて、どのような対応が現実的にあ	
	り得るのか、それが円借款事業に相応しいかを	
	検討した上で、出来るだけ早い段階から地域住	
	民としっかりと協議する必要がある。	
	《2-7》貧困国で開発課題が多い同国で、なぜ	ネパールの経済成長の制約要因として、特に電力、灌漑、道路とい
	事業展開計画に記載がない本件の調査を実施す	ったインフラの未整備は深刻である。国土の大半が山岳地帯の内陸
ネパール「トリブバン国	るのか丁寧に説明いただきたい。現有機材が旧	国である同国の貧困削減と経済成長には、運輸交通分野の支援が重
際空港近代化計画」準備	式というだけでは、日本側がこれを支援する優	要であり、その中で道路運送の優先度は高い。これに加え、ネパー
調査(無償)	位性が見えてこない。	ルは空路でなければ外国からのアクセスが難しく、急峻な地形から
		道路整備が容易でない中で西部山岳地帯など空路が主要な物資の輸
		送手段となっている地域もあり,ネパールにとっては,道路と同様

		に、安全な空路の整備も極めて重要な課題となっている。事業展開
		計画については策定中の国別援助方針の添付文書と位置づけられ、
		現在改訂中であり、その中で道路整備と並び、空港整備を「運輸交
		通」分野での重要課題として記載する予定である。今回の要請内容
		は、トリブバン国際空港の「空港管制」施設に関して機材老朽化に
		伴う機材の更新を行うとともに、ネパール全土を対象とする「航空
		路管制」レーダー施設の新設を行うものである。これらの施設・機
		材整備により、事故や欠航・遅延リスクを減少させ、ネパールの空
		路全体の安全性及び運輸交通の効率性を高めることにより、人とモ
		ノの移動が活性化することから、経済成長・貧困緩和に貢献できる
		と考えている。
//2 o \\ '\ '\ '\ '\ '\ '\ '\ '\ '\ '\ '\ '\	去10年間に発生した25件の航空機事	こったている。   航空管制システムは, そのカバー範囲により, 「航空路管制」と
	と本事業の対象となっている空港整備	加工目前ラステムは、そのカバー配西により、「加工時目前」と   「空港管制」の2種類に分けられる。ネパール国内のレーダー管制
1 2 1 1	D関係は,重要な点なので明らかにし	施設は、我が国が無償資金協力で整備したトリブバン国際空港の1
てほしい。		基のみであり、これは空港周辺のみをカバーする「空港管制」であ
		る。これによりトリブバン国際空港周辺ではレーダー管制が出来る
		ようになり安全性が向上したが、トリブバン国際空港周辺以外の航
		空路(地方空港含む)を管制する「航空路管制」は導入されておら
		ず, いまだノンレーダー管制となっている。このため, 同空港周辺
		以外の航空路では目視での運行となっており, 悪天候の際には視界
		不良により航行が難しく,欠航・遅延が多いことに加え,山岳地帯
		における衝突・墜落事故のリスクが高い。過去10年間で発生した航
		空機事故25件のうち、23件が地方空港や山岳部で発生しており、2
		件がトリブバン国際空港周辺で発生している。この2件の事故原因
		は、トリブバン国際空港の管制システムの不備によるものではな
		く, 気象条件が悪いことや, パイロットの技術不足, 判断ミスによ
		る衝突・墜落事故とされている。
《2-9》過	去に対象空港の設備に不具合が生じ	不具合発生から修理完了までの期間が長期に及んだ原因は、障害発
	でに時間を要した原因を特定しないと	生後、先方実施機関である観光民間航空省ネパール民間航空公社
	よらないのではないか。先方実施機関	(CAAN) が自力で部品交換したが復旧せず、メーカーの技術者の
	自立や維持管理能力に問題があったと	派遣による原因究明と部品交換を検討したが、その時点でスペアパ
	あるが、そこに高度な技術機材を提供	一ツが製造中止となっていたために、商社・メーカー側との調整に
	こ活用されるのか。	時間を要したことがあげられる(本件修理機材は現時点では問題な
		前時と失りにことがのです。 (本日

		く機能している)。これまでのJICA専門家やシニアボランティアの指導の結果、CAANは、管制機材の運転をネパール人技術者により概ね円滑に行ことができる。但しこれまでの協力における教訓から、無償資金協力による機材の納入後も、維持管理体制の改善、予算の確保が不可欠と考えており、シニアボランティアを継続的に派遣するとともに、専門家派遣又は技術協力プロジェクトの実施を通じて、施設・機材調達、航空路管制、施設・機材の維持管理について、継続的かつ重点的にサポートする方針。財務面に関しては、CAANがスペアパーツ購入・修理等、継続的に対応可能となる健全な財務体制を確立していることが本件実施に当たっての前提となる。
バングラデシュ「チッタ ゴン上水道改善事業」準 備調査 (円借款)		水道施設の整備に関しては、現在実施中の円借款事業「カルナフリ上水道整備事業」にて一定の成果が上がる見込みであるが、人口の急増に伴う需要の増加に追い付いていない状況であり、さらなる水道施設の整備が求められている。一方、効率的・効果的な上水道サービス提供のためには、水道施設の整備のみならず、既存の施設に関する運営・維持管理の改善が不可欠であるというのが教訓である。近年、そのための実施機関による改善の取り組みが強化されており、技術協力及び円借款のコンサルティングサービスを活用して、引き続き、実施機関の長期経営計画作成、組織改編の実施等の経営強化、無収水対策(資産台帳の整備、水道管の修繕等)の強化に取り組む必要がある。
パキスタン「気象災害予報・伝達能力強化計画」 準備調査(無償)	《2-11》同国の深刻な洪水被害の原因が農業や河川管理にあるのであれば、原因は土地利用の問題となる。洪水の原因を特定して気象レーダーの必要性につながるよう説明して欲しい。また、データを収集しても、それを活用できなければ災害対策にならないので、技術協力が重要である。	パキスタン政府は、現行の協力である開発計画調査型技術協力「国家防災管理計画策定プロジェクト」を通じた災害リスク分析、ハザードアセスメント等のレビューに基づき、関連制度の整備、早期予警報システム、人材育成、及びインフラ対策等の10の最重点政策分野を設定し、各々の政策分野において優先度が高い対策を並行して講じていく意向を「国家防災管理計画(案)」で明らかにしている。本事業は、上記の最重点政策分野のひとつである「早期予警報システム分野」において最も優先度が高い事業のひとつとして位置付けられたものである。なお、パキスタン政府は、分野横断的な優先順位づけは特段明示しておらず、上記の10の領域に亘る政策分野

·	
	それぞれにおいて政府・他ドナーによる資金措置の状況, 費用対効
	果(経済性),及び案件の即効性等の観点から優先度が高いと位置
	付けられた事業より実施していく考えである。
	ご指摘の土地利用の問題については、上述の災害リスク分析におい
	て災害被害をもたらすリスクのひとつとして認識されている。今
	後、インフラ対策の政策分野において、洪水が頻発する地域におけ
	る適切な構造物建設のあり方について、土地利用の問題の側面も考
	慮しつつ、総合的な検討がパキスタン政府により行われる予定。
	気象の解析処理・予報等の観測で得られたデータの活用について
	は、本事業の実施機関である気象庁では、現在、短期予報のための
	数値予報が適切に行われていることから、データの活用について特
	段の問題はないと考えているが、協力準備調査において確認を行
	う。
<u> </u>	L - 1 - 2

## ■その他 過去の会議における指摘事項について

事項	委員からのコメント要旨	対応
パプアニューギニア「マダ ン市場及び桟橋整備計画」 準備調査(無償)	《1-5》過去の類似案件が事後評価前にあっても、判明している同案件の教訓をきちんと生かして本件事業を進めるようにしていただきたい。調査の中で確認された教訓が、本件事業にどう反映されるのか報告いただきたい。	本件準備調査(2012年3月)において、同国における類似案件である「ウェワク市場及び桟橋建設計画」(2008年E/N, 2010年3月竣工)の現状調査を行った結果、市場本体施設では小売人の増加や衛生状態の改善、市場内の規律の強化など、事業効果が発現していることを確認した。一方で、一部の付帯施設については、概略設計時の想定と異なる利用状況(トイレ:想定以上、桟橋・製氷施設:想定以下)であることが確認されたことから、本件事業においては、マダンにおける地域性も考慮しながら、特に付帯施設については、より精緻な利用量予測を行い、施設の必要性や適切な施設規模を決定することとする。また、概略設計の段階では市場の運営はウェワク市が行う予定であったが、ウェワク市の受け入れ準備が遅れていることから、暫定的に州が運営を行いつつ、運営権の委譲準備を進めている。地方自治体が運営主体となる市場においては運営や会計管理に対する監督・監査体制の整備や施設維持管理財源の確保も重要となってくることから、市場運営体制についても、マダンにおける関係機関の能力を考慮し、より適切な実施体制を決定することする。

(了)

### 【別添】

